

公務パート雇用年限と差し迫る有期労働法制改悪

12月16日の日経新聞に「有期雇用5年超なら無期契約に転換／労政審が改正案」の記事が載った。その主旨は以下の通り。

①雇用期間が契約更新を含めて5年を超えて労働者の申し出があれば、無期雇用に転換する。

②労働契約法改正などで2013年の施行を目指す。

③雇用契約終了から再契約までの6ヶ月以上の空白は雇用期間には算定しない。

④無期雇用転換は、給与や勤務時間など契約期間を除く労働条件は原則として有期雇用の時と同一。

⑤有期労働者はパートや契約社員など約1200万人。全雇用者の2割強、5年を超えて働く人は3割。

⑥新制度の導入によって、企業が5年末満で有期労働者を雇い止める動きが出てくる可能性がある。

12月14日の朝日新聞には、この有期労働法制改悪が「65歳までの再雇用義務化」とセットで動き出したことと、労働者側委員が「合理的理由のない有期雇用を禁止する『入口規制』を事実上断念」したことが報じられている。そして、ここにも「有期雇用に上限を設ければ、その前に企業が労働者を雇い止めにし、雇用が失われる懸念もある」とある。

これは、雇用年限（雇用更新回数に制限を設けた雇用）の合法化である。また、雇用中断（一時解除）による権利剥奪の合法化である。そして格差ある無期雇用の新設である。労働契約法は公務員適用除外だが、必ず横引きされる。雇用年限は、労働者の意欲や能力に係らぬ不合理な一律解雇・すげ替え解雇であるために、民間での実施率は一割以下であるが、自治体の非常勤雇用に蔓延し、国の期間業務職員雇用（日・日々雇用）に準用されている。この雇用年限法制化は公務職場での大きな雇用破壊に繋がる。

まず、これまで雇用年限や雇用中断のなかった自治体が、無期雇用への転換を恐れてこれを設けるだろう。そして、雇用年限があっても更新してきた自治体は、厳密に実施するだろう。緊急の反対運動や交渉準備が求められている。

以下に、必要な視点や関連する事項を列挙する（詳しいレポートがあるので問い合わせいただきたい）。

①雇用年限は、構造的解雇であり、権利と団結の芽を摘む。“再採用試験”は更新要求を封じ、“受験

するために納得した退職”というトリックがかかる。解雇が解雇とならず、更新が更新とならない。「年限を約束した」と本人を呪縛し、周囲の同情を封じる。

※新潟県では約10年で450人の非常勤組合員が10人となり、組合運動は壊滅的。

②雇用年限解雇は不要な雇用保険（失業）給付を生む。雇用対策法第28条の大量解雇の回避努力義務に抵触。

③公務職場では理由なき性善説によって解雇がカウント・公表されない。厚生労働省の「大量雇用変動届提出状況等」報告（11.6～9）は「非正規労働者の雇止め等2,591人」とするが、ここに公務「非正規」解雇は含まれていない。自治労も「非正規」組合員の解雇をカウントできていない。例えば、「会社都合」離職票発行数をカウントするだけでも見えるものがあるはず。

④総務省の「地方公務員行政訴訟の係属状況調査結果等について」（『地方公務員月報』11年6月号）によれば、11年10月現在の自治体が被告の総訴訟件数は293件。住民訴訟は60件（臨時非常勤手当返還訴訟を含む）。「正規」職員の訴訟は233件。臨時非常勤が原告の訴訟は見て取れない。これは客観的には「深刻な抵抗やトラブルはない状況」であり、少なくとも総務省や司法はそう受け止める。武藏野市・杉並区・茨城県での非常勤解雇訴訟はこの閉塞を食い破るもの。

※統計はつかめないが、福岡市アミカス労組の労働委員会提訴も希少だと思われる。

⑤今回の法制改悪が「65歳までの再雇用義務化」とセットで動き出したように、自治体雇用年限は少なからず「正規」職員の再雇用とリンクされる。定年後再雇用が年限を必要とするこれが全体の非常勤雇用に準用されるトリックがかかる。また、定年再雇用の短時間職ポストの確保のために、一般的の臨時非常勤の職が侵食される。どちらにしても「正規」の雇用充実が「非正規」の雇用破壊とセットされるのだ。今回の連合労働者側委員の「『入口規制』断念」も、「正規」定年労働者のために「非正規」が犠牲にされた形に見えてしまう。これらを見破り、社会に問うことが必要である。

（本多 伸行／ほんだ のぶゆき）

ひと言メッセージ

自治体で働く臨時・非常勤職員の待遇改善を考える大小様々な集会や勉強会に参加するたびに痛感する。全国各地の公務職場には、こんなにも理不尽な働き方を余儀なくされている有期雇用労働者がいるのかと。それ故に、ひしひしと伝わってくる。この人たちが真に有益な情報を心の底から欲していることを。集会・学習会には、当事者たちが求める貴重な資料が多く持ち込まれる。こういう情報こそもと当事者たちの間に流通するべきなのだと感じますが、市販物ではないので難しい。ネットや書籍に頼ろうとしても、膨大すぎて素人には手に負えない。情報過多の時代の今こそ、目利きが選んだ情報とそれにまつわる丁寧な解説が必要である。

理事・岩淵健二（いわぶち・けんじ）
荒川区図書館非常勤職員労働組合委員長

寝首を狩られないために徒党を組み、徒党を組めば領主争いが起こり、分配を増やすために他領地を犯す。昔習った歴史の様はこの世のどこでも変わらなく、人知によってみなが安心して暮らせる世の中ははたして創り出せるのか。

元は企業の資金繰りと高配分を求めて始めた民間労働者の年金基金創設。長期不況でやり繰りできなくなると公務労働者の年金改悪の大合唱。それに異を唱える人事院総裁には非国民の面当て。当たり前のことと言えない、元来た道への後戻り。世直しは後世に委ねてはいけないと思えども残りの日々は後わずか。非正規労働者に象徴される収奪の極めには、遭遇した者の定め、少しでも声を出そう。

理事・大竹太上（おおたけ・たいじょう）
武藏野地位確認訴訟原告兄

非常勤職員として働き始め11年、各自治体における処遇の酷さや格差には未だに驚くことばかりです。

現在、国では15万人、地方自治体では60万人もの非正規職員が働いているにもかかわらず、カビの生えたような法律に縛られて、雇用不安や低賃金、不安定で不当な生活を強いられています。この国では非正規職員は正規職員と同じ仕事をしても、均等な待遇を受けることは決してできません。このような公務現場の実態に私自身当事者として、日々怒り、

嘆き、苦しんでいる声を発信していきたいと思っています。
理事・大原文香（おおはら・ふみか）
港区職労執行委員

大阪ではハシズム旋風が吹き荒れる。橋下と維新の会の政治手法は明らかに新保守主義（ネオ・コン）で、政策基調は新自由主義だ。これまでの大阪気風の福祉政策は、橋下から見れば、「生活保護を受給している奴らは既得権益者」ということになる。まるで10年前にはじまった小泉・竹中ラインの再来というデジャブな感覚に捕われる。

新保守主義と新自由主義は格差社会をもたらす。5年前にはその反動で、ワーキングプア問題が浮上し、それが政権交代を招く風となった。「はずだつた」と急いで付言するが。実は反格差社会・反貧困の潮流は滔々と流れている。それがこの間の公契約条例制定へつながっているのだ。いいこと悪いことは同時に進む。

理事・上林陽治（かんばやし・ようじ）
公益財団法人地方自治総合研究所

まともな公務サービスを取り戻そう
私の「官製ワーキングプア」への注目は、司書、保育士などの公務分野の女性専門職の労働条件が、2000年前後から相次いで非常勤や臨時職員、委託といった形で急速に切り下げられていったことがきっかけでした。しかも対象となったのは、母親や子どもといった声を出しにくい生活者の分野からでした。行政が貧困を生みだしていくのか。こんな労働条件で、私たちは安心なサービスを受けられるのか。疑問だらけの中で、「官製ワーキングプア」と言う言葉が自然に頭に浮かびました。まともな公務を私たち納税者が取り戻すには、こうしたゆがんだ雇い方を是正させていくしかありません。研究会を、その知恵を出しあう場にできたらと願っています。

理事・竹信三恵子（たけのぶ・みえこ）
ジャーナリスト・和光大教授

消費生活相談を仕事にして22年、時代とともに相談内容は変化し、ネットを使った取引や、未公開株などの詐欺的な投資トラブルが増加。平成21年には消費者庁が創設され、相談員の役割も明確化さ

れました。

昨年11月中央労働委員会は、我が組合に対しての東京都の団交拒否を不当労働行為と認定しましたが、都は中労委の命令の「取り消し訴訟」を提訴しました。今後の未体験ゾーンの中でも、住民の安心、安全を守る仕事に専念したいと考えています。

少子高齢化、今までのような経済発展が望めない時代、公務員の働き方にも大きな変革が求められています。このNPOが均等待遇の実現を目指す非正規労働者の拠り所になればと思います。

監事・玉城恵子（たましろ・けいこ）

東京公務公共一般・東京都消費生活相談員ユニオン分会長

前々職は国家公務員でした。アルバイト職員と一緒に仕事をしていましたが、彼女ら（知る範囲では皆女性でした。）が6か月ごとに職場を変わることについて、不思議には思いながらも、彼女らの任用形態がどのようなものか、恥ずかしながら知りませんでした。退職後、規制緩和・民営化の大合唱に引き続く公務員バッシングの中、それまでの労使慣行が一方的に糾弾されるのに疑問を覚え、また、弁護士として相談を受けることで公務員の非正規雇用、委託、指定管理者制度の実態を知るにつけて、公務労働の現実がもっと世に知られる必要があると実感しました。市民に開かれたNPO法人として研究会が情報発信等の役割を果たせるよう、監事の職を務めていきたいと思います。

監事・野村修一（のむら・しゅういち）

弁護士・高山法律事務所

私は1954年生まれ（ゴジラと同じ）。東京都港区（役所）の勤続35年の常勤職員です。現在は、港区職員労働組合（約2,000人の常勤職員と約200人の一般非常勤・再雇用非常勤の混合組合）の休職専従書記長をしています。

私がこのNPOに期待するのは、①真剣で自由で広範囲な意見交換 ②豊富な資料と情報の共有、です。これまでバラバラだった運動や熱意が3回を数える『なくそう！官製ワーキングプア』集会の実現で、組合組織の垣根が取れ、当事者・研究者・マスコミ関係者などとの広い繋がりを持ち始めました。さらに広く繋がり、社会に発信しましょう。

理事・本多伸行（ほんだ・のぶゆき）

港区職員労働組合書記長

定年退職から4年経ちました。注意力散漫・集中力減退、ひとつ仕事を終えると「やれやれドッコイシヨ」な感じです。それでも組合活動は日々継続されているのでやらねばならないことが結構あります。ナイショですが、65歳を区切りに実践から少し後退しようかと考えたりもしています。この研究会には、ボチボチながらできる限り関わり続けています。学習してきたことをまとめ、レポートに載せられたら、などと不埒にも夢見ています。

理事・安田眞幸（やすだ・まさき）

連帯労働者組合・杉並

「公務員」を「恵まれた者」の代名詞のようにしてバッシングする風潮が広がっている。本当の敵はなにか、見えなくさせられていることが、根源的な問題だと思う。

公務員だからとパート労働法などが適用されず、非正規だからと雇用の保障もない「法の谷間」に追いやられるワーキングプアが数十万人存在するという実態を、法律実務に携わる弁護士や裁判官はよく知らない（私も実際に相談を受けるまで実感を持って知ることはなかった）。また、委託・入札制度、指定管理者制度のもとで、丸投げされた公共サービスに携わる労働者の問題は、非公務員である私たちに直接跳ね返ってくる問題だ。

私は、下町で細々と弁護士をやっているが、そんな事務所にも（そんな事務所だからこそ？）さまざまな労働や貧困に関わる問題が次々に持ち込まれる。当事者のみならず、法律実務に関わる者にとっても、研究会がめざしている情報発信は大きな意義を持っている。

理事・山本志都（やまもと・しづ）

弁護士・墨東法律事務所

定年退職後の仕事として、次の世代につなげるための社会運動を起こしていくと思、NPOをいくつか立ち上げ始めました。この研究会はその中でも最重要の課題と思い、全力を注ぎます。

日本のこれまでの革新系に属する運動と組織とは、分裂、対立を繰り返してきました。私もその渦中にいた一人ですが、その反省に立ち、情報と意見の交換・交流がもっと重視され、もともと違うことは違うが、それをふまえた大きな社会的な团结が何よりも必要、という一念で、こういったネットワーク型組織を立ち上げたのです。双方向の運動を進めたいと思います。

白石孝（しらいし・たかし）

理事長・荒川区職員労働組合特別執行委員

研究会ホームページに「資料室」を開設します

研究会では、本創刊準備号発行に合わせて、ホームページを開設する準備を進めています。

全体の構成

当面、次のコーナーを設ける予定です。「官製ワーキングプアとは」「Q & Aコーナー：よくある質問」「資料室」「理事長・理事ブログ」「リンク」「相談・投稿・質問メール（実名）」「本会について（組織・運営・事業）」

特に資料室については、当事者、労組役員、弁護士、改善を進めたい自治体担当者など、官製ワーキングプアをなくそうと努力されている皆さんのお役に立てられるような内容にします。

ただし、裁判の判例、労働委員会命令、改善を進める自治体の条例・規則、総務省・厚労省などの重要通知、労組機関紙、参考書籍紹介など

多岐にわたりますので、順次掲載していきます。

「判例解説」

雇い止めや手当訴訟など非正規公務員に関する重要判例を順次載せていきます。下枠内はそのサンプルです。このまま泣き寝入り出来ない、不当にも訴えられた、など当事者の皆さん、そして訴訟代理人の弁護士ほかの方々の参考になることを目指します。

皆さんからの投稿や資料提供などを歓迎します。機関紙などをお送りください。

ホームページアドレスは

<http://kwpk.web.fc2.com>

本ホームページは2月1日から開設する予定です。

雇止め訴訟に関する重要判例

●長野県農事試験場事件

事件概要：被上告人長野県は、農事試験場を長野市から須坂市に移転することとしたため、上告人に対し、1975年10月中旬ころ、任用を二月末日限りで打切る旨を通告し、同日経過後は、日々雇用の任用を更新しなかった。そこで上告人は、①日々雇用の非常勤職員としての取扱いによって受けてきた賃金上の差別に伴う未払い賃金、②右差別取扱い及び退職の強要により蒙った精神的苦痛に対する慰藉料の各支払い、③職員たる地位の確認、④予備的に退職金の支払いを求めて訴えを提起した。

判旨概要：任命行為とは厳格な要式行為である行政行為であるから、任命権者による任期の定めのない職員にするとの任命行為がない以上、期限付任用がいかに長期間更新されたとしても、任期の定めのない任用に転換するものではなく、解雇権濫用法理のような私法上の法理は、公務部門にはあてはまらないという原判決を維持。

公務員の臨時・非常勤職員の場合は、任命権者の任命行為があつて初めて任用され、任用予定期間満了をもって退職することが予定され、当然には更新しないという考え方を示したもの。

裁判所名：最高裁第一小法廷

判決年月日：昭和62年6月18日

事件番号：昭和59年（才）第345号

判例集：『労働判例』504号、p16、

判決文：<http://www.chikouken.jp/hanrei/12-H1.PDF>

特別職非常勤職員の団交権を確定させよう!!

東京都が行政訴訟に持ち込む！— 東京都消費生活相談員ユニオン中労委勝利命令

11年11月、東京都消費生活相談員ユニオン（東京公務公共一般）は、都労委に引き続き中労委でも勝利命令をかちとった。しかし12月に入って、東京都は国（中労委）を相手に、救済命令取り消しの行政訴訟に持ち込んだ。組合の4年にも及ぶ労働委員会闘争の成果を踏みにじり組合員の疲弊を誘う、悪質な訴訟提起というほかない。

●東京都の団交拒否の論拠は二つの最高裁判決

「任用を要求する権利も、期待する権利もない」？

組合は5年雇用年限を盛り込んだ要綱改正と次年度の賃金改善を求めて団交開催を要求。しかし東京都は一貫して団体交渉には応ぜず、意見交換・要請、交渉という形でしか対応してこなかった。都は中労委において、団交拒否の根拠にJRと大阪大学に関する二つの最高裁判例を挙げて主張を展開している。

認めがたいものではあるが、確かに大阪大学の判決では「任用予定期間の満了後に再び任用される権利若しくは任用を要求する権利又は再び任用されることを期待する法的利益を有するものと認めるることはできない」と判示されている（その一方で「任命権者が任用期間満了後も任用を続けることを確約ないし保障するなど」、「特別な事情のある場合は」、「国家賠償法に基づく賠償を認める余地がありうる」とも判示しており、この部分が中野保育士判決などで活用されている）。

●次年度の労働条件は「義務的団交事項」ではない？

これらの最高裁判示事項を踏まえた都の主張は、大きく以下の2点である。

①次年度の労働条件は「次年度任用の法的期待権のない」非常勤においては、義務的団交事項に当たらない

②要綱改正は、1年を超えた継続雇用の期待権を有しない専務的非常勤職員の勤務条件に当たらず、職の改廃に関する管理運営事項でもあり、義務的団交事項には当たらない

●組合完勝！！の中労委命令

中労委は大阪大学最高裁判決について「非常勤職員が再度任用されることを期待する法的利益の存否

に関する判旨は、集団的労使関係をめぐる事件である本件の先例とすることはできないと退けた。その上で都の主張について、都労委命令を踏まえて以下のように判断しており、組合の完勝といつてもいい内容である。

①「相談員の次年度の労働条件は、任用前の労働者の採用条件ではなく、現に都に任用されていて、次年度も引き続き任用される可能性が現実かつ具体的に存する組合員についての労働条件そのものであるというべきであるから、義務的団体交渉事項に該当する」

②「都は専務的非常勤職員を再任用する裁量権を有しており、しかも再任用に関する条件の変更は専務的非常勤職員にとって重要な労働条件の変更に当たる」から「本件要綱改正が義務的団体交渉事項に当たることは当然である」、「要綱の規程それ自体は、職の改廃について直接定めたものではないので、管理運営事項であるとはいはず、むしろ、雇用期間の更新に関わる規定であるから、労働条件そのものというべきである」

●東京都の抵抗—行政訴訟に

都の基本主張の要旨は、「1年任用の非常勤は次年度の任用を要求する権利はない。したがって次年度の労働条件を要求することはできない」というもので、非常勤職員の団交権を真っ向から否認するトンデモナイものである。この根底には、09年の総務省通知をも上回る「雇用継続の否定」がある。万が一、行訴でひっくり返されるようなことがあれば、全国の非常勤の団交権に波及する。全力を挙げてこの闘いを支えていく必要があると思う。注目と支援を！！

◆ビックリ！！—東京都は育休条例の改正をしていなかった

問い合わせたところ、「更新を前提とした改正には疑問があり、総務省にも問い合わせたが、疑問が解消されないので検討中」とのこと。「検討のメドも立っていない」そうだ。

(安田 真幸／やすだ まさき)

官製ワーキングプア研究会のご案内

<研究会を創ったわけ>

国に約15万人、地方自治体に約60万人の非正規公務員が働いています。しかし、その多くが「働いてもなお貧しい」ワーキングプア層です。国、自治体自らがワーキングプアを産み出している日本とは一体どんな国なのでしょうか。それも公務員に係る法制度が大きく、厚い壁としてのしかかっているにもかかわらず、それを改善することなく、矛盾を逆手に取るように、低賃金労働者を使いつけています。

また、公共サービスを担っている民間労働者の多くもワーキングプア層です。安上がりの先には、サービスの低下や安全の欠如があり、様々な問題が起こっています。

非正規公務員や公共サービス民間労働者に共通する課題は、不安定雇用と低収入の二つに集約できます。私どもは、この問題の解決に向け、日夜たたかいを進めている当事者、労組、関係者と交流、相互協力を進めてきました。06年に「自主セミナー」として始め、全国規模の交流集会を積み重ねてきました。

09年4月には、従来交流の機会が余りなかった労組、関係団体を含め協同で「なくそう！官製ワーキングプア～反貧困集会」を開催しました。10年5月、日本評論社から出版、第2回集会を開催、同年秋には雇い止めおよび手当に觸れる訴訟の研究集会、そして11年7月に第3回集会を開催しました。

以上の取り組みを進めてきたなかで、なおいっとうの情報提供・共有の重要性、および相談機能の充実が必須と、恒常的な組織の創設をもって取り組みを強めること

にし、本会を設立しました。

なお、現在東京都に「特定非営利活動法人」(NPO)の認証申請中です。4月には正式に法人としてスタートします。

<主な事業>

- 情報収集～裁判・労働委員会の事例、国・自治体情報、研究者・研究機関の発表論文、報道、運動資料
- 調査、研究～各種調査の結果の入手、自前の調査
- 非正規当事者相談～弁護士などの紹介、各地の労働相談窓口の紹介（各団体とのネットワーク）
- 学習会、研修などへの講師派遣
- 自治体当局などからの相談、照会
- 研究会の定期開催
- 会報、資料集などの発行～ウェブニュース、ブログ、紙媒体

<理事・監事> 8～9頁で紹介

<会員になってください>

- 正会員（議決権あり） あるいは、賛助会員（総会への参加と発言権あり）になってください。
年会費：正会員（団体）1万円、（個人）3千円
賛助会員（団体）5千円、（個人）2千円
入会金：正会員・賛助会員とも（団体）2千円、（個人）千円

※金融機関口座は、NPO正式認証後に開設しますので、それまでは「荒川区職員労働組合」の口座をお借りしていますので、ご了承ください。<中央労働金庫荒川支店（普）6855950 荒川区職員労働組合>

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記としています。

掲示板

TPP反対連続講座～第1回～

- ◆日時 1月18日（水）午後6時30分
- ◆会場 総評会館401会議室
- ◆報告 TPPとは何か～そのあらましを知ろう
<TPPに反対する人びと事務局・上垣喜寛>
日本崩壊～すべての分野にTPPが入り込む
<ナリシステム関連労組連絡協議会事務局長・金 靖郎>
- ◆参加・資料代 500円
- ◆主催 警備関連労組交流会
(事務局連絡先：荒川区職員労働組合・白石)
Tel: 03-3806-6308
Eメール: taidou@tcn-catv.ne.jp

<設立記念連続セミナーの開催>

- 会場：東京しごとセンター5階セミナー室
- 2月13日（月）午後6時30分
雇い止め訴訟の系譜と最近の判例
(上林陽治理事)
 - 3月13日（火）午後6時30分
有期労働法制の今後について
(講師未定)

<日本評論社から5月刊行予定>

- 非正規公務員 上林陽治著
- 目次 1 常勤と非常勤の差異を問う
～非正規公務員の実態～
2 非正規公務員の法適用関係と
裁判例の系譜
3 基幹化する非正規公務員

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2012年1月・創刊準備号（通巻1号）

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会（認証申請中）

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908

FAX: 03(3891)9381／電話：03(5269)0943／Eメールアドレス：kanseiwakingupua@yahoo.co.jp

定価 1部200円